

京都市告示第 4 8 5号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 府 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
渋谷山科停 車場線	山科区安朱棧敷町34番地地内	旧	メートル 0.70	メートル 7.20 ~ 7.23
		新	0.70	7.20 ~ 7.23
小野山科停 車場線	山科区安朱棧敷町34番地地内	旧	0.70	7.20 ~ 7.23
		新	0.70	7.20 ~ 7.23

(建設局土木管理部道路明示課)